

# がんをはじめとする**特定8疾病**または、**特定3疾病**にまとまった**一時金**で備える保険です。



©MCL/ADK

<b>特徴 1</b> 主契約	<b>がん</b> をはじめとする <b>特定8疾病</b> または <b>特定3疾病</b> それぞれに <b>一時金を複数回</b> お支払い! <b>(それぞれ1年に1回限度)</b> <b>特定3疾病</b> はそれぞれ <b>何度でも</b> お支払いします! *特定8疾病:がん・心疾患・脳血管疾患・慢性腎不全・肝硬変・慢性 <sup>すい</sup> 膵炎・糖尿病・高血圧性疾患 *特定3疾病:がん・心疾患・脳血管疾患
<b>特徴 2</b> 主契約	それぞれ <b>初回のお支払金額を上乗せ</b> してお支払いします! *初回上乗せ基本給付金額は「0円」でも設定可 *基本給付金額および初回上乗せ基本給付金額の範囲は裏面をご確認ください。
<b>特徴 3</b> 特約	<b>上皮内がん</b> でも、以後の保険料はいただきません! <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; color: blue;">                     3大疾病保険料払込免除特約                 </div>

## 仕組み図(主契約) \*主な保障内容およびお支払限度については裏面をご確認ください。



## 付加できる特約



先進医療特約(11)

3大疾病保険料払込免除特約<sup>※2</sup>

一生涯保障

※1 疾病によって、入院日数の要件が異なります。詳細は裏面をご覧ください。

※2 3大疾病保険料払込免除特約の保険料の払込免除理由に該当する期間は主契約の保険料払込期間中となります。

■ 特定疾病一時給付保険(無解約返戻金型)

お支払いする給付金		お支払理由	お支払金額	お支払限度
商品概要(主契約)	特定3疾病保障型	がん一時給付金 初回 責任開始日から91日目以後の保険期間中に初めてがんが診断確定されたとき 2回目以後 直前のがん一時給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、診断確定されたがんの治療を目的とする入院を開始されたとき	初回 基本給付金額+初回上乗せ基本給付金額 2回目以後 基本給付金額	通算限度なし(1年に1回)
		心疾患一時給付金 初回 責任開始期以後に発病した心疾患により、次のいずれかに該当されたとき ①急性心筋梗塞の治療を目的とする入院を開始されたとき ②急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき 2回目以後 直前的心疾患一時給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、上記①から③の入院をされたとき、または手術を受けられたとき	初回 基本給付金額+初回上乗せ基本給付金額 2回目以後 基本給付金額	通算限度なし(1年に1回)
		脳血管疾患一時給付金 初回 責任開始期以後に発病した脳血管疾患により、次のいずれかに該当されたとき ①脳卒中の治療を目的とする入院を開始されたとき ②脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき 2回目以後 直前の脳血管疾患一時給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、上記①から③の入院をされたとき、または手術を受けられたとき	初回 基本給付金額+初回上乗せ基本給付金額 2回目以後 基本給付金額	通算限度なし(1年に1回)
	特定8疾病保障型	慢性腎不全一時給付金 初回 初診日が責任開始期以後である疾病を原因として慢性腎不全と医師によって診断され、慢性腎不全の治療を目的とする入院を開始または通院(往診を含む)をされたとき 2回目以後 直前の慢性腎不全一時給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、上記の入院または通院をされたとき	初回 基本給付金額+初回上乗せ基本給付金額 2回目以後 基本給付金額	通算5回(1年に1回)
		肝硬変一時給付金 初回 初診日が責任開始期以後である疾病を原因として肝硬変と医師によって診断され、肝硬変の治療を目的とする入院を開始または通院(往診を含む)をされたとき 2回目以後 直前の肝硬変一時給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、上記の入院または通院をされたとき	初回 基本給付金額+初回上乗せ基本給付金額 2回目以後 基本給付金額	通算5回(1年に1回)
		慢性膵炎一時給付金 初回 初診日が責任開始期以後である疾病を原因として慢性膵炎と医師によって診断され、慢性膵炎の治療を目的とする入院を開始または通院(往診を含む)をされたとき 2回目以後 直前の慢性膵炎一時給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、上記の入院または通院をされたとき	初回 基本給付金額+初回上乗せ基本給付金額 2回目以後 基本給付金額	通算5回(1年に1回)
		糖尿病一時給付金 初回 初診日が責任開始期以後である疾病を原因として糖尿病を発病し、次のいずれかに該当されたとき ①糖尿病による糖尿病性網膜症の治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき ②糖尿病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽の治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表において手術料の算定対象となる切断術を受けられたとき 2回目以後 直前の糖尿病一時給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、上記①②の手術または切断術を受けられたとき	初回 基本給付金額+初回上乗せ基本給付金額 2回目以後 基本給付金額	通算5回(1年に1回)
高血圧性疾患一時給付金 初回 初診日が責任開始期以後である疾病を原因として高血圧性疾患を発病し、高血圧性疾患による大動脈瘤または大動脈解離の治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき 2回目以後 直前の高血圧性疾患一時給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、上記の手術を受けられたとき	初回 基本給付金額+初回上乗せ基本給付金額 2回目以後 基本給付金額	通算5回(1年に1回)		

主な取扱規程	契約年齢(主契約)	払込期間	給付金額の範囲(主契約)
	0歳～75歳	終身、 有期(60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで)	【最低給付金額】 「基本給付金額」30万円 「基本給付金額」が30万円未満でも、「基本給付金額」と「初回上乗せ基本給付金額」あわせて50万円以上であれば設定可 【最高給付金額】 「基本給付金額」と「初回上乗せ基本給付金額」あわせて200万円 *「基本給付金額」および「初回上乗せ基本給付金額」は10万円単位
付加できる特約	保険期間		
あり(表面参照)	終身(更新なし)		

配当金・満期保険金について

■この保険は無配当保険であるため、ご契約者への配当金のお支払いはありません。また、満期保険金もありません。

解約返戻金・死亡保険金について

■主契約は保険料払込期間中の解約返戻金や死亡保険金がありません。ただし、保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約または死亡されたときは、主契約の基本給付金額の10%相当額の解約返戻金または死亡返還金があります。  
■主契約に付加された特約は、保険期間を通じて解約返戻金や死亡保険金がありません。

生命保険募集人について

■メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む)は、お客さまとメディケア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。

商品内容の詳細および保険料などについては「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」などを必ずご覧ください。

〈募集代理店〉

ほけん百花

いずみライフデザイナーズ株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル9F  
Tel. 0120-880-167 (03-5549-6191) Fax. 03-5549-6195

〈引受保険会社〉



メディケア生命保険株式会社

住友生命グループ

〒135-0033  
東京都江東区深川1-11-12  
〈メディケア生命コールセンター〉

0120-315056

http://www.medicarelife.com/

30-M350-110-17012431 (2017.1.25)

2017年1月